

一般社団法人 兵庫県公認心理師会 入退会及び会費に関する規程

理事会議決 2021年 4月 4日

(目的)

第1条 この規程(以下、「本規程」という。)は、一般社団法人兵庫県公認心理師会(以下、「本会」という。)定款第6条、第7条、第8条に定める本会の入会、入会金及び会費の納入、並びに退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同するものにあつて、かつ、暴力団その他の反社会的勢力に属さない者とする。

(入会)

第3条 本会の正会員になろうとする者は、ホームページの入会申込フォームから、会長に申し込まなければならない。

2 正会員が退会または会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、ホームページの入会申込フォームに再入会希望であることを明記して、会長に申し込まなければならない。なお、未納の会費がある場合は、再入会申し込み時にそれを納入しなければならない。

3 正会員の入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

4 正会員の資格は、入会承認後、入会金及び年会費を納入した日に発生する。ただし、その手続きが入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の4月1日から会員資格が生ずるものとする。

第4条 本会の賛助会員になろうとする者は、ホームページの入会申込フォームにより、会長に申し込まなければならない。

2 賛助会員の資格は、入会が承認後、賛助会費を納入した日に発生する。ただし、その手続きが入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の4月1日から会員資格が生ずるものとする。

第5条 当該事業年度の中途において、理事会の承認を経て正会員又は賛助会員から名誉会員に会員種別が変更になる者については、当該年度の正会員又は賛助会員としての年会費を返還しない。

(入会金)

第6条 正会員の入会金は、5,000円とし、当該年度の年会費とともに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入会金は期間を定めて減免することができる。ただし、減免する期間及び金額は理事会で定める。

(年会費)

第7条 正会員の年会費は、5,000円とする。ただし、海外在住で通信物の海外居住への直送を希望する正会員の年会費は、7,000円とする。

(賛助会費)

第8条 賛助会員の賛助会費は、年額一口10,000円とし、当該年度の4月末日までに納入する。

(退会)

第9条 正会員又は賛助会員が退会しようとするときは、別に定める退会届により、会長に届け出なければならない。

2 退会に際し、未納の会費がある場合は、それを納付しなければならない。また、退会の期日にかかわらず、払い込んだ会費は返還しないものとする。

(改廃)

第 10 条 本規程は、理事会の決議によって変更または廃止することができる。

(委任)

第 11 条 本規程に必要な事項は、理事会において別に定める。

附則 この規定は、2021 年 5 月 1 日から施行する。